

令和3年5月31日

保護者の皆様

三木市教育委員会
三木市立三木特別支援学校
校長 小林 義直

緊急事態宣言の再延長を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について
(お知らせとお願い)

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、国の緊急事態宣言の再延長を受け、兵庫県対処方針に基づいた緊急事態措置が延長されました。

保護者の皆様には、「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、引き続き、学校と連携した感染対策をお願いします。

学校においては、引き続き、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を実施しますので、家庭におきましても、改めて、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 三木市の緊急事態措置の延長期間

6月1日（火）～6月20日（日）

2 学校における感染防止対策の徹底

- (1) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触等、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。

熱中症対策で、マスクを外して活動する場合は、身体的距離を十分に確保する等、指導を徹底します。

- (2) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。

- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間は、参集しての校外活動や参観日、オープンスクールなどは、延期又は中止とします。オンラインを活用して行う授業公開等は、行うことができます。

裏面へ

3 家庭における感染防止対策の徹底

- (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。
- (2) 登下校時は、基本的にはマスクの着用をお願いします。ただし、気温や湿度が高く、お子様が暑さで息苦しいと感じた時は、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるよう指導しますので、ご家庭でもお子様への声掛けなど、ご協力をお願いします。併せて、マスクをはずしての会話を行わないことについてもお伝えください。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族が PCR 検査や簡易検査、抗原検査等を受けている場合や発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。その場合は、出席停止となります。
- (4) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- (5) 緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛をお願いします。